

平成14年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（みなと総局）

(1) 収入に関する事務

土地の一時使用許可において、指定した納入期限を過ぎて後、土地使用料が納入されている事例が見受けられた。 (経営課)

適切な債権管理をはかるべきである。

措置内容

債権については、適時、納入の確認を行い納期限内の債権確保に努めるとともに、納期限を過ぎた場合には、速やかに督促の手續を執る等、適正な債権管理に努めるよう周知徹底を図った。

(2) 支出に関する事務

物品購入及び請負契約において、専決契約により分割して代金を支出している事例が見受けられた。 (経営課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後は、物品購入及び請負契約において、短期間内に同種あるいは関連性のある契約を行う場合は、一括して取り扱うことを検討し、助役以下専決規程の定めるところにより、経理契約とするなど、適正な事務処理に努めるよう周知徹底を図った。

前渡金の支出が遅れたため、職員が立替えて支払いを行い、後日、前渡金が支出された時点で返還している事例が見受けられた。 (振興課)

前渡金は適切な時期に支出するべきである。また、仮に立替えが生じた場合は、立替払制度による支出事務手續きを行うべきである。

措置内容

前渡金支出については、適切な時期に支出するよう改善の措置を講じた。また、やむを得ず立替が生じた場合は、立替払制度による支出事務手續きを行うよう周知徹底を図った。

委託料の支払いが、委託契約で定められた支払時期よりも遅れている事例が見受けられた。

(神戸港管理事務所)

委託契約で定められた期限内に支払うべきである。

措置内容

委託料は受託団体からの請求に基づいて支払うものと契約書にうたわれているものの、このような事態を再度起こさないために、受託団体とも連絡を緊密にとり、期限内に支払ができるよう周知徹底を図った。

(3) 契約に関する事務

施設管理業務の委託において、完了報告書の提出を受けているものの、記載が不十分な事例が見受けられた。

(経営課)

委託した業務の履行を確認し得る資料の提出を受けるべきである。

措置内容

履行確認用の帳票(月報)を設け、委託事業者に対して帳票の正確な記載方法を指導するとともに、月々の帳票確認を適切に行うよう周知徹底を図った。

業務委託を行うにあたり、十分な理由なく随意契約されている事例が見受けられた。

(神戸港管理事務所)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

委託先の選定にあたっては、委託先の選定理由及び随意契約に該当する場合はその理由を、客観的、具体的に明記するよう周知徹底を図った。

なお、平成15年度は、三者からの見積り合わせを行った。

(4) 財産管理に関する事務

駐車場の駐車回数券（プリペイドカード）について、磁気情報を入力のうち、駐車場管理運営業務委託先へ払出しを行っている事例において、委託先への交付簿は存在するものの、在庫を管理するための帳簿が作成されていない事例が見受けられた。（神戸港管理事務所）

管理簿を作成し、受払いの都度記載するなど適正に管理するべきである。

措置内容

受払いの都度、記載ができる管理簿を作成し、適正な管理ができる措置を講じた。